

ンター。電話での申込不可。

☎同センター☎45-5100

**お母さんを元気に「くらしのリフレッシュ」**

① 16歳以上の在勤を含む市民20人（申込多数の場合は抽選）

☎ 10月2日～12月11日の毎週火曜日午前10時～正午

所 東社会教育会館

¥ 2,000円（教材費）

☎ 9月3日（月）～7日（金）に午前9時30分～午後5時に直接または電話で同館☎46-0408、HP <http://www.pf489.com/mitaka/webkm>（生涯学習システム）

**初秋の富士山・仙石原すき鑑賞の旅**

昼食は芦ノ湖を見渡す櫻井茶屋で湯豆腐定食に舌つづみ！

① 45人（最少催行人数30人）

☎ 10月18日（木）・19日（金）（1泊2日）

コース

1日目 午前8時三鷹駅北口集合～市役所～富士山5合目～箱根みたか荘

2日目 箱根みたか荘～大涌谷～仙石原～櫻井茶屋～虎屋御殿工場～市役所～午後5時三鷹駅北口解散

¥ 市民大人13,000円から、市外大人14,500円から

☎ 9月3日（月）～10月10日（水）午前9時30分～午後7時にラドントラベル・ワン☎042-352-3121



**ゆめ体操教室**

① 60歳以上の市民

☎ 9月12日（水）午後1時30分～2時30分

所 福祉会館1階

物 タオルなど

☎ 当日会場へ

☎ 社会福祉協議会☎46-1108

**第10回SOHOフェスタ in MITAKA 出展者募集**

「Wing」をテーマにSOHO展示、企業展示、講演、オークション、ビジネスプランコンテストなどが開催されます。新しいビジネスパートナー、ネットワーク、アウトソース先など、お仕事をアピール

するには絶好の機会です。

☎ (株)まちづくり三鷹、市、三鷹商工会

☎ 11月16日（金）午後2時～5時、17日（土）午前10時～午後5時

ビジネス交流会（懇親会）は16日午後5時30分～7時（出展者は無料）

所 三鷹産業プラザ7階特設会場

¥ SOHO展示（資本金3,000万円未満の事業者）

SOHO展示=1区画5,000円、テーブル展示=1テーブル3,000円、パンフレット展示=1スペース1,000円

企業展示（資本金3,000万円以上の事業者）

企業展示=1区画10,000円、パンフレット展示=1スペース1,000円

展示パネル、展示台、電気料、パンフレット、告知はがきを含む。

会場内のインターネット接続を使用の場合、プライベートアドレス1個につき5,000円。

☎ 10月5日（金）までに申込書に必要事項を記入し、(株)まちづくり三鷹☎40-9669・☎40-9750・✉ [festa@mitaka.ne.jp](mailto:festa@mitaka.ne.jp)、HP <http://www.sohocity.jp/>



**卓球教室**

☎ 三鷹市卓球連盟

① 在勤・在学を含む小学生以上の市民

☎ 9月8日（土）午前9時45分～11時30分

所 第二体育館

¥ 中学生以下200円、大人300円

物 ラケット、体育館履き

☎ 当日会場へ

☎ 新聞☎49-0718

**バドミントン レベルアップ教室**

① 在勤・在学を含む16歳以上の市民

☎ 10月5日～11月2日の毎週金曜日午後6時30分～8時30分（全5回）

所 第一体育館

¥ 500円（シャトル代）

☎ 9月3日（月）午前10時からスポーツ振興課☎内線3326

**硬式テニスシングルス大会**

☎ 三鷹市テニス協会

① 学連登録者を除く高校生以上の在勤・在学を含む市民（先着制）

申込区分 ①男子Aの部（中上級）

②男子Bの部（初中級）③女子の部 ④

壮年男子の部（12月末までに45歳以上）

⑤グランドシニアの部（12月末までに60歳以上、女子参加可）

トーナメント戦。重複不可。

☎ 予選=①10月14日・②21日・③④⑤28日の日曜日、各部決勝ラウンド=11月4日（日）

雨天順延。予備日は11月11日（日）・18日（日）。

所 大沢総合グラウンド

¥ 参加費1,000円（傷害保険料含む）

ボールは主催者側で用意。

☎ 9月13日（木）（必着）までに、Eメールまたは往復はがきで「〒181-8799三鷹郵便局留・三鷹市テニス協会シングルス戦係」・✉ [koby@parkcity.ne.jp](mailto:koby@parkcity.ne.jp)

☎ 小林☎090-1039-1579

**三鷹市少年軟式野球連盟秋季大会（兼）市種目別少年スポーツ大会軟式野球大会**

☎ 三鷹市少年軟式野球連盟

① 在学を含む市民で構成されたチーム（リトルリーグ登録チームは除く）

☎ 10月14日（日）～11月18日（日）

所 大沢総合グラウンド

☎ 9月11日（火）～16日（日）午後4時までに、三鷹市体育協会

☎ 羽山☎34-4890

監督者会議を9月22日（土）午後6時30分から、福祉会館1階大広間で開催します。



**平成19年秋の交通安全講習会**

秋の全国交通安全運動に先駆けて交通安全講習会を実施します。

☎ 三鷹警察署、三鷹交通安全協会、三鷹市

☎ 9月5日（水）連雀コミュニティセンター、6日（木）牟礼コミュニティセンター、7日（金）教育センター、10日（月）井口コミュニティセンター、11日（火）三鷹駅前コミュニティセンター、12日（水）大沢原地区公会堂、13日（木）新川中原コミュニティセンター、いずれも午後6時30分～8時

☎ 当日会場へ

☎ 道路交通課☎内線2883・三鷹警察署交通課☎49-0110

**シルバー人材センター生涯学習教室**

各種生涯学習教室の受講生を追加募集します。

① 梵字（6人）=月4回木曜日午前10時～正午、月会費3,100円、② 木彫（5人）=月4回火曜日午前10時～正午、月会費3,100円、③ 俳句（5人）=月2回火曜日午後1時30分～3時30分、月会費2,300円、④ 英語教室（5人）=月3回木曜日午前9時30分～11時、月会費2,400円、⑤ 英語教室（5人）=月3回木曜日午前11時～

午後0時30分、月会費2,400円、⑥ かな書道（5人）=月2回月曜日午後1時30分～3時30分、月会費2,300円、⑦ 囲碁（10人）=月4回火曜日午後1時30分～3時30分、月会費3,100円、⑧ ワープロ（若干名）=月4回水曜日午後1時30分～3時30分、月会費3,100円、⑨ 実用書道（5人）=月2回水曜日午前9時45分～11時45分、月会費2,300円、⑩ 英語初級会話（5人）=月4回金曜日午後1時30分～3時30分、月会費3,100円、⑪ 油絵（4人）=月3回木曜日午後1時30分～3時30分、月会費2,700円、⑫ 水彩画（若干名）=月3回火曜日午後1時30分～3時30分、月会費2,700円

所 ①～⑩ シルバー人材センター、⑪⑫ は牟礼教室

☎ 9月3日（月）から同センター☎48-6721

**まちづくり三鷹パソコンスクール**

「マウス・キーボード操作になれよう」

☎ 9月20日（木）・21日（金）午前9時30分～午後0時30分

¥ 受講料5,000円、教材費300円（税込）

「はじめての表計算エクセル初級」

☎ 9月17日（祝）・24日（休）午前9時30分～午後4時30分

¥ 受講料18,000円、教材費2,100円（税込）

所 いずれも三鷹産業プラザ

☎ (株)まちづくり三鷹☎40-9669・☎40-9750

**新中いきいき大学・女性の生き方を考える**

講師は元立正大学講師の大塚あや子さん。

☎ 新川中原住民協議会、社会教育会館

「第1回老いを生きる 成尋阿彌母集より」

☎ 9月9日（日）午後1時30分～3時30分

「第2回夢を追う 上級日記より」

☎ 9月16日（日）午後1時30分～3時30分

① いずれも50人（先着制）

所 新川中原コミュニティセンター

☎ 同センター☎49-6568

☎ 社会教育会館☎49-2521

**着物の講座**

初心者を対象に、着物の知識や着付けなどについて学ぶ講座。

☎ 三鷹駅周辺住民協議会

① 15人（先着制）

☎ 9月12日（水）、20日（木）、26日（水）午後1時30分～3時30分（全3回）

所 三鷹駅前コミュニティセンター

¥ 1,000円（テキスト代を含む）

物 着物または浴衣をお持ちの方は持参

☎ 9月4日（火）から同センターへ直接または電話で☎71-0025

**消費者相談窓口から**

消費者相談窓口☎47-9042

230

**サービスを受けていたお店が倒産?! ~ エステサロンの場合 ~**

**相談 1**

脱毛エステを契約した会社が倒産したようです。予約日に店に行くとシャッターが閉まり、会社に電話してもつながりません。料金20万円はカードで1回払いにしました。まだ3回しか施術を受けていません。未施術分を返金して欲しいです。(20代女性)

**対応**

事業者が倒産した場合、クレジットを利用（2カ月以上の期間で、かつ3回以上の分割払いの場合）していれば、クレジット会社に「支払停止の抗弁書」を提出し、支払いを一旦止めることができます。その後、クレジット会社と精算について話し合うこととなりますが、既に提供されたサービス分を計算して、精算するやり方が一般的です。しかし事例のように一括払いしている場合は、返金はほとんど期待できません。

事業者の破産が決定すると、消費者は破産管財人に債権届けを出しますが、そもそも事業者が多額の負債を抱えているため、実際にはわずかな額しか戻らないことがほとんどです。相談者には、返金は難しいが、以前エステ会社が倒産した際、ほかの事業者の援助で代替えサービスが提供されたことがあったので、今後の動きを注視するよう話しました。

**相談 2**

36万円的美顔コースに満足したので、再び30万円のコースを契約しました。ところがしばらくすると、予約がなかなか取れず、サービス内容が低下したため、1カ月前に中途解約を申し出ました。当初一週間くらいで解約精算書を送ると言っていたのに、まだ届きません。返金されるか不安です。(40代女性)

**対応**

サービス期間が1カ月を超え、支払い総額が5万円を超えるエステティック契約は、「特定商取引法」の特定継続的役務提供に該当し、理由を問わず中途解約ができ、解約手数料の上限も決められています。この事業者の場合は経営状態が厳しく、本来一括で返金すべき精算金を、分割払いで返金していました。事業者の状況を相談者に説明し、また事業者には速やかに精算書を消費者に送り、返金を開始するよう伝えました。

**アドバイス**

長期の契約をする場合は、慎重に事業者を選ぶ必要があります。倒産などの場合、事例によって対応が違いますので、困ったときは相談窓口にご相談ください。